



第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 関係部局との連携

本計画は本市におけるひとり親家庭における自立促進施策の指針となるものであり、推進にあたっては、国、大阪府、市内の人権、教育、労働、住宅など幅広い分野にわたる関係課との連携を図り、推進します。

2. 関係機関・団体等との連携

母子寡婦福祉会など当事者団体や民生委員・児童委員などをはじめ、保育所、幼稚園、学校、子育て支援センターなどの関係機関や、地域における産業、労働、福祉の関係者や事業者との連携を強化し、本計画を推進します。

3. 計画の普及、啓発活動

本計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、様々な媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

4. 計画の進行管理

計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を把握し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

5. 計画の効果的な運用方法

今後の社会経済情勢の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、ひとり親家庭に関する施策の見直しなどにより、本計画の取り組みが変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するよう努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。